

琵琶湖大橋有料道路（第 6 期）事業の変更について

1 琵琶湖大橋有料道路事業（第 6 期事業）の計画変更の概要

- ・ 滋賀県道路公社は、琵琶湖大橋有料道路（第 6 期）事業として平成 28 年 3 月から、「橋本体の耐震対策」、「取付道路（国道 4 7 7 号）の 4 車線化」、「ETC の導入（H31. 2. 1 運用開始）」に取り組んでいる。
- ・ 湖西道路真野 IC から守山市水保町中野交差点までの事業区間 4.2km のうち、大津市側（1.9km）を先行的に実施している。当該区間では用地取得が概ね完了し、今後、本格的に工事を進めていく。
- ・ 今般、大津市側の進捗を踏まえ事業費等を精査したところ、補償費の内容変更、労務費・資材費の単価上昇等により、大幅な事業費の増加（84→144 億円）および料金徴収期間の延長（R11→R16）に伴う事業計画の変更が必要となった。

	現計画	変更後の計画
事業費	84 億円	144 億円 (+60 億円)
料金徴収期間	令和 11 年 8 月 4 日まで	令和 16 年 10 月 22 日まで

2 滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更同意

- ・ 滋賀県道路公社は、1 に記載の計画変更のため、道路整備特別措置法第 10 条第 4 項の規定に基づき国に変更許可を申請する。
- ・ この申請に当たっては、あらかじめ同法第 16 条第 1 項の規定に基づき県の同意が必要。
- ・ この同意に当たっては、同条第 2 項の規定に基づき県議会の議決を求める。

3 債務負担行為の変更

- ・ 変更後の事業計画において、料金徴収期間満了時に未償還額が生じる見込み*であり、その償還を県が債務負担行為により担保することで、収支が均衡し、有料道路事業として実施することが可能となる。
- ・ 国は債務負担行為により担保することを事業計画変更の許可条件とされており、債務負担行為の変更について県議会の議決を求める。

*実際は出資金および損失補てん引当金を充当するため、債務負担行為により新たな県の財政負担はない計画としている

	現債務	変更後の債務
債務負担額	10,012,722 千円	13,983,856 千円 (+3,971,134 千円)
期間	平成 27 年度から 令和 11 年度まで	令和 3 年度から 令和 16 年度まで

その他参考

○事業費増の理由

- 1 橋梁(新宿橋)計画の変更(約 1.9 億円)
- 2 橋梁(新宿橋)関連工事の増工(約 5.9 億円)
- 3 土質試験の結果による舗装等の増工(約 5.7 億円)
- 4 琵琶湖大橋下部工の保護 PC 板の増工(約 5.2 億円)
- 5 仮設工(耐震対策)の増工(約 4.8 億円)
- 6 労務費・資材費の単価上昇(約 10.0 億円)
- 7 用地費の単価上昇等(約 4.8 億円)
- 8 補償費の内容変更・精査(約 11.0 億円)
- 9 文化財調査等の変更(約 2.0 億円)
- 10 事務費の変更(約 5.5 億円)
- 11 その他工事費の変更(約 3.2 億円)

○道路整備特別措置法

道路整備特別措置法

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第 10 条

- 4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(道路管理者の同意等)

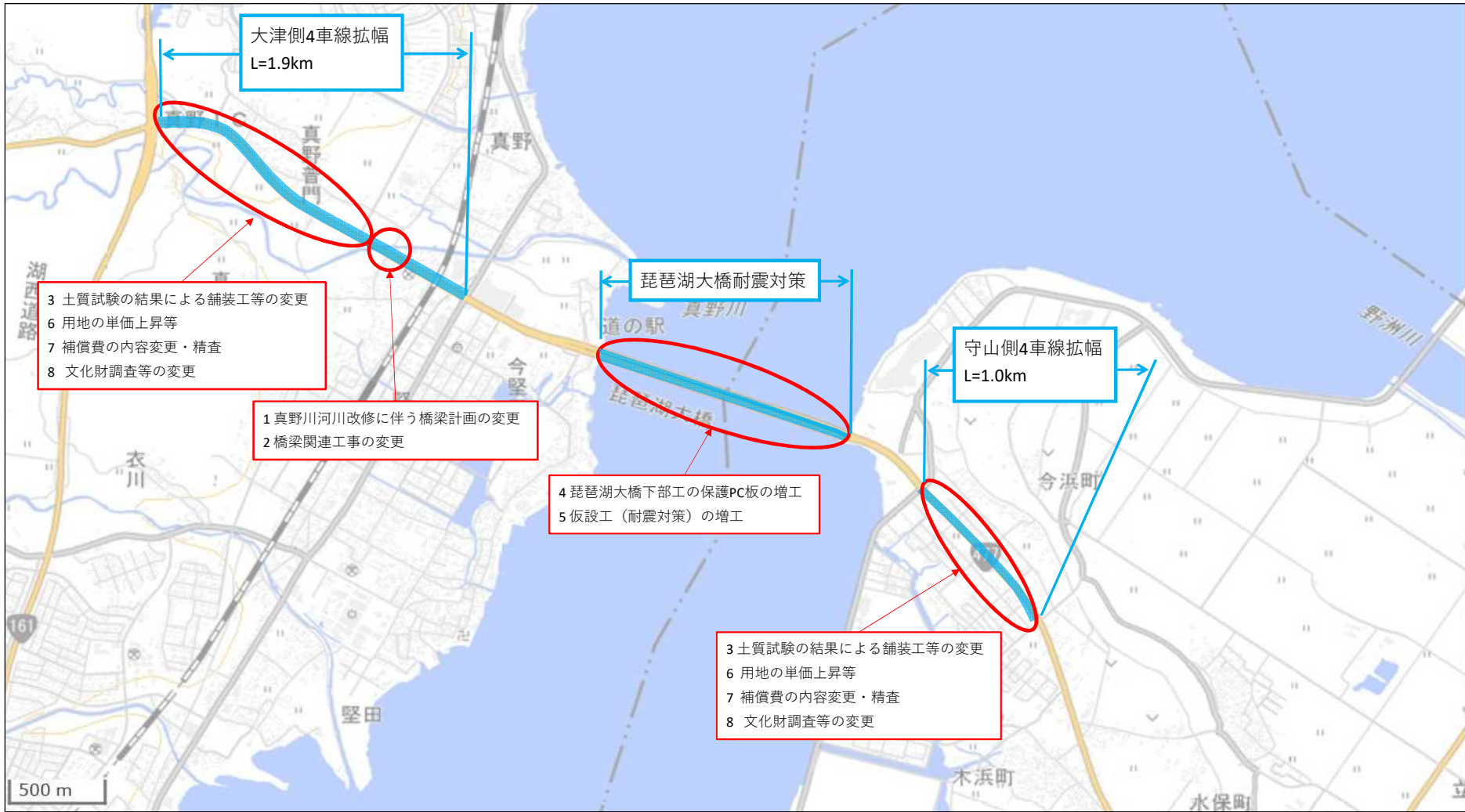
- 第 16 条 地方道路公社は、~~~~~ 許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)の同意を得なければならない。

- 2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき~~~~~は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

○備考

- ・ 第 6 期事業において、令和 2 年度末までに約 38 億円支出。令和 3 年度に約 35 億円支出見込みであり、残事業費は 10 億円程度。令和 4 年度に事業費が不足することとなるため、今年度中に変更許可申請が必要

琵琶湖大橋有料道路 第6期事業



■ 全体事業費の見直し

真野川河川改修に伴う橋梁計画の見直しや舗装工の増工、琵琶湖大橋下部工の保護PC板の増工等により、事業費全体で約60億円の増額が発生

参考資料
道路整備課

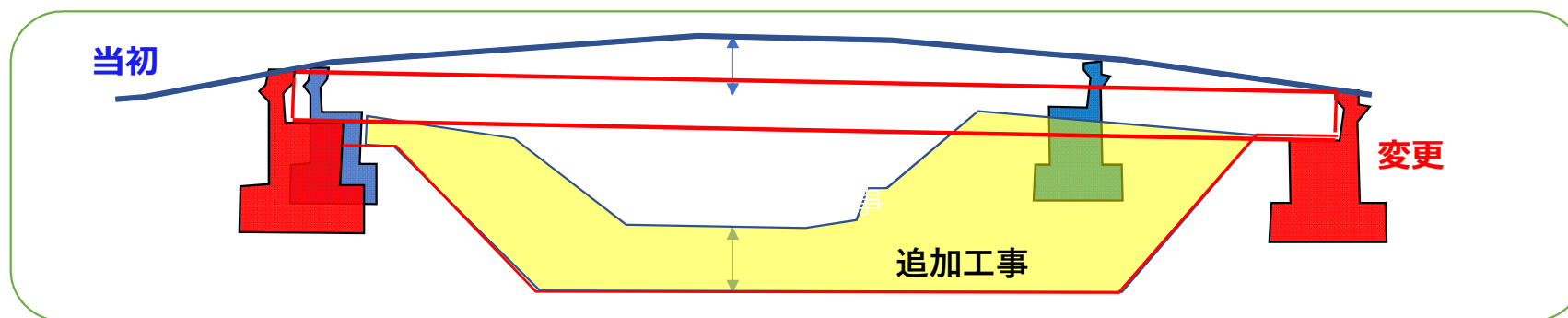
■ 主な事業費増加の要因

No	主な増加要因	金額（億円）
1	橋梁(新宿橋)計画の変更	1.9
2	橋梁(新宿橋)関連工事の増工	5.9
3	土質試験の結果による舗装等の変更	5.7
4	琵琶湖大橋下部工の保護PC板の増工	5.2
5	仮設工（耐震対策）の増工	4.8
6	労務費・資材費の単価上昇	10.0
7	用地費の単価上昇等	4.8
8	補償費の内容変更・精査	11.0
9	文化財調査等の変更	2.0
10	事務費の変更	5.5
11	その他工事費の変更	3.2

2 橋梁(新宿橋)関連工事の増工 (+5.9億円)

I. 河川改修の追加 (+3.1億円)

○橋梁を将来形の河川断面にあわせて架け替えすることとなり、河道掘削および護岸工に影響する上下流の落差工まで施工する必要が生じたため、掘削工、護岸工等を追加した。

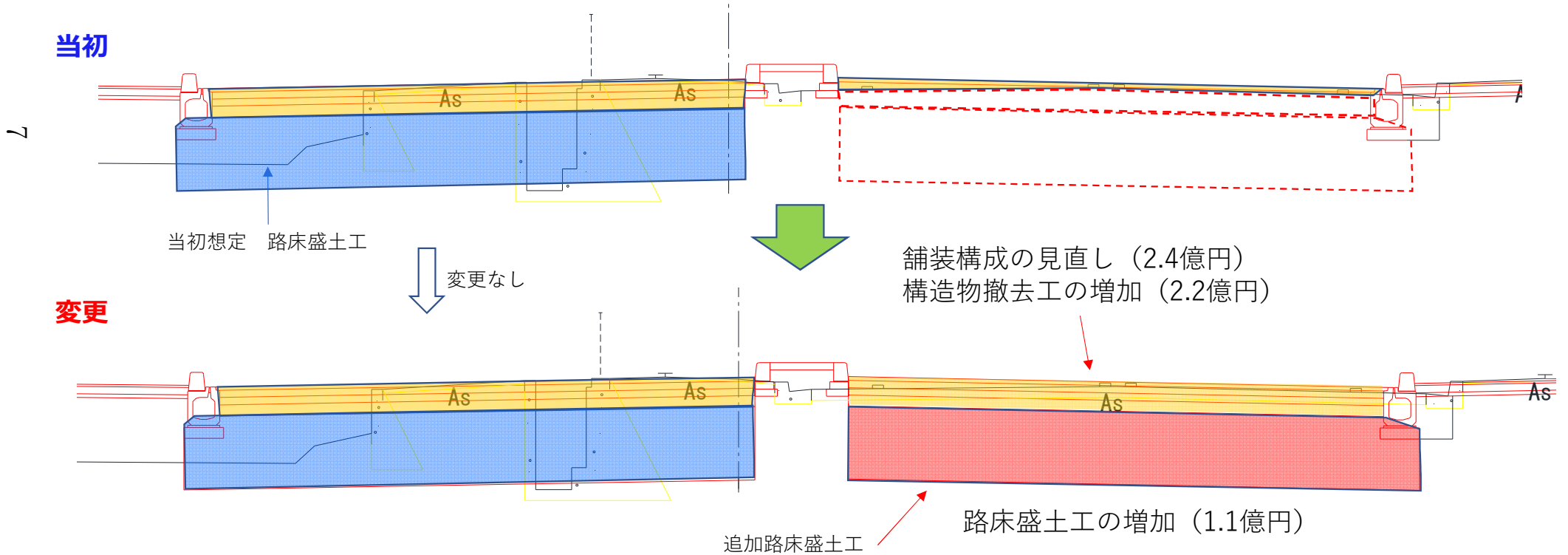


II. 迂回路橋の供用期間の延長 (+2.8億円)

○橋梁計画の変更により施工期間が長くなり、迂回路橋の供用期間を延長したため費用が増加した（1.5年→3.5年）

3 土質試験の結果による舗装工等の変更（+5.7億円）

- 事業化当初は、路床の設計CBRを（12）と想定しており、現道部についてはオーバーレイ、拡幅部については一部盛土（下記青着色箇所）と舗装工を計画していた。
- 事業化後に実施したCBR試験の結果、設計CBRが（2）であったため、路床盛土工の範囲を拡大し、現道部の舗装構成の見直しを行った。また、構造物撤去（舗装版）を増加した。

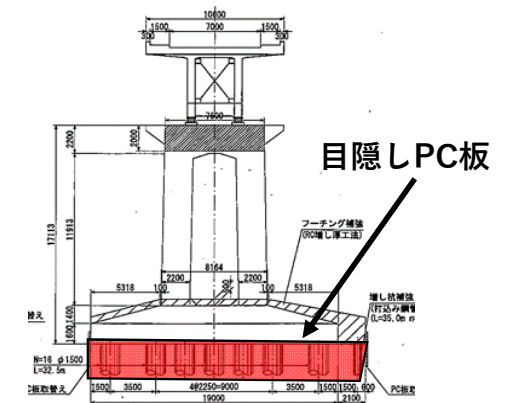
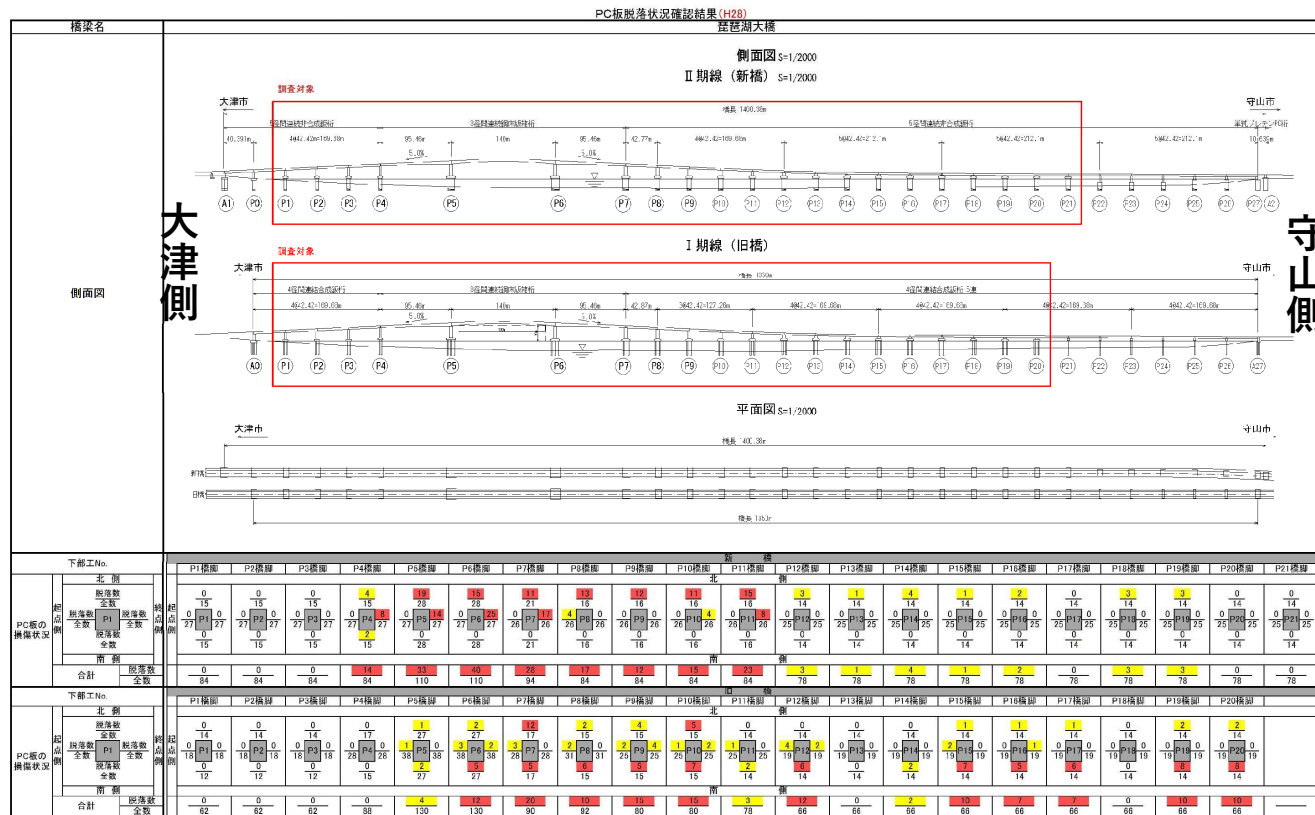


■ 事業費の見直し

【琵琶湖大橋有料道路（第6期事業）】

4 琵琶湖大橋下部工の保護PC板の増工（+5.2億円）

○詳細設計時の調査により、橋脚基礎部を覆うPC板が風浪により多数破損していることが確認された。
 フーチング下面への船舶の入り込みによる事故や、橋脚杭への衝突を防止するため、耐震工事と一体で整備を行う。



目隠しPC板 約3000枚中 約750枚破損

6 労務費・資材費の単価上昇（+10.0億円）

1. 琵琶湖大橋第6期事業の変更認可を受けたH27年度に対し
 労務費・資材費が高騰→R2では一般道路8.2%、道路橋梁12.3%

建設工事費デフレーター（2011年度基準）

	年	月	道路総合						
			道路総合	一般道路				道路橋梁	道路補修
				道路改良	道路舗装	道路橋梁	道路補修		
H27	2015年	4月	106.1	106.2	106.2	105.8	105.6	110.3	105.7
R2	2020年	4月	114.3	114.5	114.8	113.7	111.7	123.3	114.4

参考値	
一般道路	道路橋梁
100.0	100.0
108.2	112.3

2. 琵琶湖大橋第6期事業の変更認可を受けたH27年度に対し
 事業の経費が高騰→R2では4.6%

経費率の上昇について

	単位(千円)		率	
	当初(H27)	変更(R3)	当初(H27)	変更(R3)
直接工事費(例)	200,000	200,000	率	率
共通仮設費	22,260	24,678	11.13%	12.34%
純工事費	222,260	224,678		
現場管理費	63,121	71,626	28.40%	31.88%
工事原価	285,381	296,313		
一般管理費	34,759	38,609	12.18%	13.03%
工事価格	320,140	334,922		
消費税および 地方消費税相応額	32,014	33,492	10.00%	10.00%
工事費	352,154	368,414		
増加率		1.046	(市街地、週休2日補正あり)	

■ 事業費の見直し

【琵琶湖大橋有料道路（第6期事業）】

7 用地費の単価上昇等（+4.8億円）

8 補償費の内容変更・精査（+11.0億円）

- 事業化当初は他事業の事例や物件の外観により、用地補償費を算定していた。
- 事業化後、詳細設計、地元調整が完了し、用地費の算定や補償調査を実施。対象物件の数・構造・利用形態を考慮し、用地補償費が増額した。

◎事業化当初

地目	面積(m2)	単価(円/m2)	金額
田	10,710	20,000	214,200
宅地	11,101	55,700	618,325
合計	21,811		832,525

	家屋(33件)	小屋,看板(30件)	合計
変更前 (千円)	1,089,000	211,200	1,300,000

◎事業化後

地目	面積(m2)	単価(円/m2)	金額
田畑	10,351	29,752	307,963
宅地	15,593	64,500	1,005,748
合計	25,944		1,313,711

	家屋 (29件)	大型店舗等 (3件)	集合住宅 (2件)	小屋,外構,看板 (38件)	合計
変更後 (千円)	1,521,000	472,000	176,000	231,000	2,400,000

9 文化財調査等の変更（+2.0億円）

- 事業化当初は滋賀県遺跡地図を基に文化財調査範囲を想定し調査費を算定していた。
- 事業化後、文化財保護課により試掘が行われ、調査範囲が確定したため変更を行った。
文化財調査の増額（1.0億円→1.9億円）
- その他調査、測量、設計業務等の変更（6.6億円→7.7億円）

平成13年度 滋賀県遺跡地図



調査状況

琵琶湖大橋有料道路事業（変更）

単位：千円

R16.10の財務状況（見込み）

